

平成27年 藤枝市議会6月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成27年6月26日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第48号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市税条例等の一部を改正する条例）」について、申し上げます。

一委員より、「二輪車、及び原動機付自転車に係る税率引き上げの適用開始が、1年延期される理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「二輪車ユーザーの負担への配慮や、消費税率引き上げ時期の延期、軽自動車税のグリーン化特例の導入などを踏まえ、二輪車等に係る税率引き上げの適用開始が1年延期されることとなった。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案「専決処分の承認を求めることについて（藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案「藤枝市情報公開条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「最近の情報公開の開示請求の件数について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成26年度は47回の請求があり、うち、全部開示が71件、部分開示が88件、文書が無かったものが6件、非開示は0件であった。平成25年度は、56回の請求があり、うち、全部開示が67件、部分開示が98件、文書無しが9件、非開示は0件であった。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第53号議案「藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

はじめに、「条文『第6条の2』に、特定個人情報の利用の制限について定めがあるが、例外的に利用できるケースとは、具体的にどのような場合なのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「例えば災害等で、本人が被災し意識不明状態におちいり、本人の同意を得ることが困難な状況下で、生命、財産を守るために、給付を直ちに行う必要がある場合、などである。」という答弁がありました。

次に、「マイナンバー法施行に伴い、10月には具体的に12桁の番号が付された通知が送付される。この流れの中、一般市民への周知は、現段階でどれだけできているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国においては、政府広報、公共放送でのスポットCM等で、周知を進めている。市

としては、市民向けの出前講座のほか、商工会議所等の団体を通じ、各事業所への制度周知を図ってきた。

これからも、市民向けに、自治協力委員会や市広報などを通じて、広く周知を図っていく。」という答弁がありました。

次に、「最近報じられる情報漏えい事件は、外部からの悪意ある攻撃により、漏えいさせているケースが多い。藤枝市のセキュリティはどうか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「大量の情報漏えいが起こった日本年金機構のシステムは、外部のインターネットに直接繋がっている環境のもとで起こった事案であったが、本市は、インターネットには接続しないクラウドのシステム環境であり、外部からの攻撃による情報漏えいは考えられない。」という答弁がありました。

次に、「マイナンバー制度が始まり、市民が12桁の番号を記入することになるが、市民サービスの向上はあるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「添付書類の削減や行政手続きが簡素化され、市民の負担が軽減されることに加え、行政運営の効率化・簡素化が図られる。法律に決められた社会保障・税・災害対策の分野で、市民の利便性が向上する。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

初めに「すべての個人情報を一元的に管理する、マイナンバー法は、情報漏えいの危険性から、世界の流れに逆行する。100%安全なシステムの構築は不可能であり、利用範囲が拡大されれば、それだけプライバシーの侵害や、なりすまし犯罪等特殊詐欺の被害に、市民が晒されることになる、という理由から、本議案に反対する。」という討論がありました。

次に、「マイナンバー法が施行されると、国民に個人番号が割り当てられ、社会保障、税、災害対策等の分野において活用が予定されており、国民の利便性の向上と、行政運営の効率化が図られる。今回の条例の一部改正は、通常の個人情報に比べ、特定個人情報について、利用の制限や提供を限定するなど、厳正な管理と運用を行っていくものであり、マイナンバー法の趣旨を踏まえた適切なものである。今後も情報漏えいのないよう、適正な運用を要望し、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第54号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「これまで『旧3級品』のタバコの税率の引き上げは保護されてきたと思われるが、今回引き上げるようになった経緯について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成22年度のたばこ税率の引き上げ以降、紙巻たばこ全体の消費量が減っている中、低価格なため旧3級品のみ消費量が急増していること。また国産6銘柄だけに適用する特例税率は、世界貿易機関協定の『内外無差別の原則』に違反している、という指摘を受けたことから、税率を上げるようになった。」という答弁がありました。

他に質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。